最大横断勾配	二パーセント	二パーセント	一・五パーセント	一・五パーセント	一・五パーセント

ニ　誘導路帯

コード文字別に、次の表に掲げる規格に適合するものであること。

コード文字	A	B	C	D	E	F
誘導路の縦方向の中心線から当該中心線に平行な誘導路帯の縁までの距離	一五・五メートル以上	二〇メートル以上	二六メートル以上	三七メートル以上	四三・五メートル以上	五一メートル以上

四‖　陸上空港にあつては、コード番号別に、次の表に掲げる規格に適合した滑走路端安全区域（オーバーラン又はアンダーシュートによる航空機の損傷を軽減するために設けられる区域をいう。以下同じ。）を有するものであること。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

コード番号			滑走路の縦方向の中心線の延長線から当該延長線に平行な滑走路端安全区域の辺までの距離	
	着陸帯の短辺から当該短辺に平行な滑走路端安全区域の辺までの距離			
	精密進入用滑走路	非精密進入用滑走路	非計器着陸用滑走路	
一	九〇メートル以上	九〇メートル以上	三〇メートル以上	滑走路の短辺の長さ以上
二	九〇メートル以上	九〇メートル以上	三〇メートル以上	
三	九〇メートル以上	九〇メートル以上	九〇メートル以上	
四	九〇メートル以上	九〇メートル以上	九〇メートル以上	

五‖　陸上空港等及び陸上ヘリポートにあつては、滑走路がこれを使用することが予想される航空機に対して十分な長さを有するものであること。

六‖　（略）

七‖　陸上空港等及び陸上ヘリポートにあつては、滑走路、誘導路及びエプロン（いずれも基礎地盤を含む。第十号及び第八十五条第一号において同じ。）並びにこれらの強度に影響を及ぼす地下の工作物がこれらを使用することが予想される航空機の予想される回数の運航に十分耐えるだけの強度を有するものであること。

八‖　（略）

九‖　陸上空港にあつては、滑走路の両短辺の外側に接続し、かつ、適当な長さ、幅、強度及び表面を有する過走帯を設けること。

（新設）

四‖　陸上空港等及び陸上ヘリポートにあつては、滑走路、誘導路及びエプロン（いずれも基礎地盤を含む。第七号及び第八十五条第一号において同じ。）並びにこれらの強度に影響を及ぼす地下の工作物がこれらを使用することが予想される航空機の予想される回数の運航に十分耐えるだけの強度を有するものであること。

五‖　（略）

（新設）

六‖　（略）

（新設）